

秘密法と共に謀罪は廃止!! 連続学習会

第1回

秘密法と共に謀罪で肥大化する権力

講師：清水 勉 弁護士
新海 聰 弁護士

プログラム

- ・主催者開会挨拶
- ・秘密保護法法令協議情報開示訴訟について
新海聰弁護士
- ・公安警察は今どうなっているのか
清水勉弁護士
- ・対談 清水弁護士・新海弁護士
- 質疑
- ・主催者閉会挨拶

2017年11月7日 ウィルあいち

主催：秘密法と共に謀罪に反対する愛知の会

講師紹介



弁護士
情報保全諮問会議委員
明るい警察を実現する全国ネットワーク代表

清水 勉 氏



弁護士
全国市民オンブズマン連絡会議事務局長
NPO法人情報公開市民センター理事長

新海 聰 氏

弁護士
情報保全諮問会議委員
明るい警察を実現する全国ネットワーク代表

弁護士
全国市民オンブズマン連絡会議事務局長
NPO法人情報公開市民センター理事長

関連書籍を販売しています

会場後方のコーナーに立ち寄りください

『共謀罪批判』 (別冊法学セミナー)

定価1404円のところ、**特価1200円**

『特定秘密保護法とその先にあるもの』
(別冊法学セミナー)

定価1700円のところ、**特価1400円**

◆◆◆

中谷雄二弁護士の講演録 各200円

◇ **『共謀罪－ひるむな、萎縮するな
今こそ憲法を武器に闘おう！』**

◇ **『改憲に進むアベの強権政治を討つ』**

日本の公安警察

弁護士 清水 勉

1 特定秘密保護法との関係

特定秘密保護法で定めている「特定秘密」は4類型

- ①防衛、②外交、③スパイ活動、④テロリズム

1980年代の国家秘密法案（「スパイ防止法案」）は①が主、+②

- ③④はなかった

①は自衛隊法で規定していたものと全く同じ

2001年12月、自衛隊法の改正で規定

防衛省にとって特定秘密保護法が必要だったか疑問

③④の定義は意味不明

立法事実の検討がなされていない

しかも、共謀罪を新設

2 刑事警察と公安警察

（1）はじめに

刑事弁護の経験がある弁護士でも知らない

刑事弁護の対象になることがほとんどない分野

（2）警備公安の捜査能力

國松孝次警察庁長官狙撃事件（1995年3月）は迷宮入り

・2010年3月30日、警視庁公安部長が記者会見「オウム真理教の信者による組織的なテロリズム」

2014年10月、私戦予備陰謀罪で強制捜査をしたもののみだ送検できず

・刑法93条：外国に対して私的に戦闘行為をする目的で、その予備又は陰謀をした者は、

三月以上五年以下の禁錮に処する。ただし、自首した者は、その刑を免除する。

・立法（明治時代）後、1度も適用されたことがなかった

(3) 刑事課

刑事訴訟法189条2項：司法警察職員は、犯罪があると思料するときは、犯人及び証拠を捜査するものとする。

犯罪捜査は、すでに発生した犯罪の痕跡である証拠を集める活動

刑事訴訟法、刑事訴訟規則、犯罪捜査規範、様々な諸規則、通達などに基づいている

これらの規定は基本的に公表されている

犯罪証明に意味のある証拠しか集めない

捜査が終了すると、署長の決済を受けて、検察庁に事件送致する

(4) 警備公安

警備課は、犯罪の発生を前提とせず、犯罪の発生とは関係なく、狙った人たちの個人情報を日常的に収集する

【警察庁】

公安第一課：日本共産党、労働組合など大衆団体、オウム真理教

公安第二課：右翼団体

公安第三課：極左暴力集団（中核派、革マル派など）

外事課：スパイ事件、海外に本拠を置く日本人のテロ組織、朝鮮半島、旧共産圏諸国

【警視庁】

公安総務課：日本共産党

公安第一課：極左暴力集団

公安第二課：革マル派、労働団体

公安第三課：右翼団体

公安第四課：各団体の機関紙誌やビラ、個人データの管理

刑事訴訟法のような具体的な根拠法令はない

警察法2条1項は根拠規定になるか

・「警察」の「責務」を規定しているのみで、具体的な権限について書いてない

・判例は根拠規定になることを認めていたが、例外的に認めていたに過ぎない

・明文化されていない具体的な権限をいくらでも導けるなら、まさしく無法者

利用方法、保存期間、第三者提供などの制限もない

規則や通達なども公表されていない

警察組織内でも特殊な扱いになっている・・・警察署の警備課の警察官が集めた（個人）情報は、署長の決済を経ずに、警備課長から都道府県警察本部の警備課に、警視総監・警察本部長の決済を経ずに、警察庁公安部に集まる

収集されている人はいつからどのような情報が収集されているか、どのように使われているか知らない

事件処理をしているわけではないので、地検への事件送致はほとんどない

3 警備公安による個人情報収集の問題点

- 「だれの個人情報が収集されているかわからない」ということは
- 「自分は収集されていないだろう」という慢心
- ⇒ 実は収集されているということだと・・・
- 「自分は収集されているだろう」という認識
- ⇒ そのとおりだとすると・・・
- 「あの人（たち）は収集されているだろう」という憶測
- ⇒ そのとおりだとすると、そうではなかったとすると・・・

4 「公表している」個人情報

- 警備公安が公表されている個人情報を収集することは問題ないか
- 「公表」しているとはどういうことか
- だれにも見られる状態を自ら作っている場合、人格権的利益を完全に放棄しているか
- 公権力は法律に根拠を置く権限内の業務に必要な限度で情報を収集するだけ
- 過剰な個人情報の収集は人格権侵害となる

5 裁判例

大阪高裁判決／昭和 37 年（う）第 592 号昭和 41 年 5 月 19 日（大阪学芸大事件）

東京高裁判決昭和 41 年 3 月 24 日（政治的暴力行為防止法案反対デモ事件）

- ・事案が古い
 - 大阪学芸大事件（昭和 34 年 11 月 13 日）
 - 政治的暴力行為防止法案（昭和 36 年 5 月、国会提出）
- ・刑事裁判で弁護人が争った
- ・大学内に立ち入っての学生活動の監視は当然には許されない（大阪高裁）
- ・争点になったのは 1 回の写真撮影行為（東京高裁）
- ・治安活動の要否内容は時代によって著しく異なる
- ・裁判例は、目的の正当性、必要性、相当性を条件にしているが、これでは現場実務の限界を画することができない

東京地裁判決平成 26 年 1 月 15 日（公安テロ情報流出事件）

- ・収集の違法性を認めず、漏えいの違法性を認めた

・信教の自由に対する侵害について：「憲法二〇条一項が信教の自由を保障しているのは、超自然的、超人間的本質の存在を確信し、畏敬崇拜する心情と行為に対する国家による強制を排除する点にその本質があることに照らせば、国家によって信教の自由が侵害されたといい得るためには、国家による信教を理由とする法的又は事実上の不利益な取扱い又は強制・禁止・制限といった強制の要素が存在することが必要であると解されるところ、本件情報収集活動の態様は上記（1）ウのとおりであって、これらはあくまで任意の情報収集活動であり、それ自体が原告らに対して信教を理由とする不利益な取扱いを強いたり、宗教的に何らかの強制・禁止・制限を加えたりするものではない。」

・法の下の平等違反について：「①本件情報収集活動が、主としてイスラム教徒を対象とし、収集情報の中にモスクの出入状況という宗教的側面にわたる事柄が含まれていることは、イスラム教徒の信仰それ自体の当否を問題視していることに由来するものではなく、国際テロを巡るこれまでの歴史的事実に着眼して、イスラム過激派による国際テロを事前に察知してこれを未然に防ぐことにより、一般市民に被害が発生することを防止するという目的によるものであり、イスラム教徒の精神的・宗教的側面に容かいする意図によるものではないこと、②本件モスク把握活動を含む本件情報収集活動によってモスクへの通所状況を含む原告らの信仰活動等の実態を把握することは、国際テロ防止のために必要な活動であり、警察の責務に属することであること、③他方、これによる原告らの信教の自由に対する影響は、それが存在していたとしても、警察官がモスク付近ないしその内部に立ち入ることについての嫌悪感にとどまる」

・収集の仕方は、「捜査員が直接に把握活動をすることによって、モスクへの出入状況等の情報が収集されるに至ったと推認される」、警視庁が「関係機関や事業者等と連携して、テロに関する情報収集に取り組んでおり」、一部の原告は「自ら直接に警察官から接触を受け」、「法務省入国管理局等の関係機関等から提供を受け」

・原告の中には、レンタカー業者、ホテル、三菱東京 UFJ 銀行、東京農工大学・電気通信大学から個人情報を警察に提供されてしまった者はいない

モスクへの出入は外部から認識できる

警察によるモスク監視活動によってモスクにおける宗教的儀式への参加を取り止めざるを得なくなったなど、現に萎縮効果が生じたことを陳述している者はいない

・「日本国内においてイスラム過激派による国際テロが発生する危険は十分に存在していた」

*疑問。素地がない。

・「過激化のプロセスの可能性の 1 つとして宗教施設におけるイスラム過激派からの勧誘等が指摘されており、現に、英国及びカナダで発生したテロ事件の実行犯は・・・」

*このような言い方をすれば、モスク以外の様々な場所も対象になり得る

*アメリカ、EU でも、イスラム教徒だということだけで個人情報を収集していない

最高裁 GPS 捜査判決（平成 29 年 3 月 16 日）

本人の知らない間に集めすぎることの問題性を指摘している

6 公安警察は必要か

だれのために何をしているのかわからない

最高裁 GPS 捜査判決（平成 29 年 3 月 16 日）

「(1) G P S 捜査は、対象車両の時々刻々の位置情報を検索し、把握すべく行われるものであるが、その性質上、公道上のもののみならず、個人のプライバシーが強く保護されるべき場所や空間に関わるものも含めて、対象車両及びその使用者の所在と移動状況を逐一把握することを可能にする。このような検査手法は、個人の行動を継続的、網羅的に把握することを必然的に伴うから、個人のプライバシーを侵害し得るものであり、また、そのような侵害を可能とする機器を個人の所持品に秘かに装着することによって行う点において、公道上の所在を肉眼で把握したりカメラで撮影したりするような手法とは異なり、公権力による私的領域への侵入を伴うものというべきである。

(2) 憲法 35 条は、「住居、書類及び所持品について、侵入、検索及び押収を受けることのない権利」を規定しているところ、この規定の保障対象には、「住居、書類及び所持品」に限らずこれらに準ずる私的領域に「侵入」されることのない権利が含まれるものと解するのが相当である。そうすると、前記のとおり、個人のプライバシーの侵害を可能とする機器をその所持品に秘かに装着することによって、合理的に推認される個人の意思に反してその私的領域に侵入する検査手法である G P S 捜査は、個人の意思を制圧して憲法の保障する重要な法的利益を侵害するものとして、刑訴法上、特別の根拠規定がなければ許容されない強制の処分に当たる（最高裁昭和 50 年（あ）第 146 号同 51 年 3 月 16 日第三小法廷決定・刑集 30 卷 2 号 187 頁参照）とともに、一般的には、現行犯人逮捕等の令状を要しないものとされている処分と同視すべき事情があると認めるのも困難であるから、令状がなければ行うことのできない処分と解すべきである。

(3) 原判決は、G P S 捜査について、令状発付の可能性に触れつつ、強制処分法定主義に反し令状の有無を問わず適法に実施し得ないものと解することも到底できないと説示しているところ、検査及び令状発付の実務への影響に鑑み、この点についても検討する。

G P S 捜査は、情報機器の画面表示を読み取って対象車両の所在と移動状況を把握する点では刑訴法上の「検証」と同様の性質を有するものの、対象車両に G P S 端末を取り付けることにより対象車両及びその使用者の所在の検索を行う点において、「検証」では捉えきれな

い性質を有することも否定し難い。仮に、検証許可状の発付を受け、あるいはそれと併せて捜索許可状の発付を受けて行うとしても、G P S 捜査は、G P S 端末を取り付けた対象車両の所在の検索を通じて対象車両の使用者の行動を継続的、網羅的に把握することを必然的に伴うものであって、G P S 端末を取り付けるべき車両及び罪名を特定しただけでは被疑事実と関係のない使用者の行動の過剰な把握を抑制することができず、裁判官による令状請求の審査を要することとされている趣旨を満たすことができないおそれがある。さらに、G P S 捜査は、被疑者らに知られず秘かに行うのでなければ意味がなく、事前の令状呈示を行うことは想定できない。刑訴法上の各種強制の処分については、手続の公正の担保の趣旨から原則として事前の令状呈示が求められており（同法222条1項、110条），他の手段で同趣旨が図られ得るのであれば事前の令状呈示が絶対的な要請であるとは解されないとしても、これに代わる公正の担保の手段が仕組みとして確保されていないのでは、適正手続の保障という観点から問題が残る。

これらの問題を解消するための手段として、一般的には、実施可能期間の限定、第三者の立会い、事後の通知等様々なものが考えられるところ、捜査の実効性にも配慮しつつどのような手段を選択するかは、刑訴法197条1項ただし書の趣旨に照らし、第一次的には立法府に委ねられていると解される。仮に法解釈により刑訴法上の強制の処分として許容するのであれば、以上のような問題を解消するため、裁判官が発する令状に様々な条件を付す必要が生じるが、事案ごとに、令状請求の審査を担当する裁判官の判断により、多様な選択肢の中から的確な条件の選択が行われない限り是認できないような強制の処分を認めることは、「強制の処分は、この法律に特別の定のある場合でなければ、これをすることができます」と規定する同項ただし書の趣旨に沿うものとはいえない。

以上のとおり、G P S 捜査について、刑訴法197条1項ただし書の「この法律に特別の定のある場合」に当たるとして同法が規定する令状を発付することには疑義がある。G P S 捜査が今後も広く用いられ得る有力な捜査手法であるとすれば、その特質に着目して憲法、刑訴法の諸原則に適合する立法的な措置が講じられることが望ましい。」

2017年11月6日

訴訟代理人の皆様 各位

支援者の皆様 各位

原告情報公開市民センター

理事長 新海 聰

(連絡先： 0564-83-6151)

秘密保護法情報公開訴訟通信（最終版）

～最高裁決定でました～

- 1 今年10月24日付で、最高裁判所第二小法廷（林景一裁判長）は、上告棄却、上告受理申し立てを受理しない、という決定をしました。これにより、私たちの請求を認めなかつた、今年2月23日の名古屋高裁の判決が確定しました。

2012年11月12日に提訴後、代理人として支えてくださった皆様に感謝申し上げます。

- 2 この裁判は、情報の公開によって国民の間に不当な混乱が生じたり、秘密保護法の立法の意思決定の中立が害されることを理由とする当初の内調の不開示決定について、このような判断は情報公開法の説明責任を無視するものだ、として提訴したものです。ところが内調は、2013年に秘密保護法案を国会に上程後、多くの情報を開示するとともに、「不当な混乱」の主張を引っ込め、不開示情報については、法5条3号の「諸外国との信頼関係を害する恐れ」といった、当初主張していなかった不開示事由に差し替えました。内調は、なりふりかまづ不開示の主張を展開したといって良いでしょう。

3号該当性が争点になったことにより、不開示判断について行政機関の裁量が認められることとなりました。そのため、「諸外国との信頼関係を害するおそれ」について、私たちは、そのような判断には合理性がないことを立証する必要が生じました。その手段として、個々の不開示文書の機密性や情報セキュリティ上の対策を主張、立証しましたが、裁判所は私たちの主張を受け入れなかつた、というわけです。

- 3 わが国では原則として、国会上程前の法案やその各省庁との協議の情報については公開しない、という運用がなされています。本件は、当初、そうした運用が、行政の説明責任や、市民の知る権利からは許されないのだ、ということを明らかにすることを目的としました。しかし、すでに述べたように、途中で国が主張内容を変更したため、当該運用の当否について最終的に裁判所が判断する機会とはなりませんでした。

ところが、国は共謀罪の審議でも同様の方法を取っています。すなわち、国会上程前には、省庁間での協議文書はほぼ、開示してきませんでした。しかも、国会での法案審議の

すすめ方も拙速で、最後は採決の強行という、民主主義国家のあり方として到底是認できない方法をとったことは、この秘密保護法の制定過程と共通します。

- 4 市民の人権を侵害する法案が次々と国会での拙速な審議によって通過してしまうーそういう民主政の形骸化に対しては、国会上程までに審議の情報の開示を国に認めさせることの必要性が増しています。この裁判で敗訴したからといって、国会上程前の法令審査の情報が、国民の間に不当な混乱を生じさせることを裁判所が認めたわけではありません。このような国会運営がなされているからこそ、私たちは今後も国会上程前の法案の審議情報の公開を目指していくべきだと思います。

これからも、情報の公開を求める運動に対するご賛同とご協力をお願いいたします。

(了)